

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員退職手当規程

平成22年10月1日

規程第15号

改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき職員(医師及び歯科医師、非常勤職員、再雇用職員及び理事長が別に定める職員を除く。以下「職員」という。)の退職手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給及び支払い)

第2条 退職手当は、職員が退職(解雇を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給要件)

第3条 退職手当は、満4年を超えて勤務した職員が次の各号のいずれかに該当する事由により退職したときに支給する。

- (1) 定年により退職したとき。
- (2) 在職中に死亡したとき。
- (3) 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項又は第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)又は業務上の傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷又は病気をいう。以下同じ。)により休職にされた職員が、その引き続く休職の期間が3年を満了してもなお休職の事由が消滅しないため退職したとき。
- (4) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの任期付職員の採用等に関する規程に基づき任期を定めて採用された職員で、その任期が満了した職員
- (5) 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター(以下「法人」という。)から退職を勧奨され、承諾したとき。
- (6) 前号に掲げるもののほか、法人の都合により退職したとき。
- (7) 通勤又は業務上の傷病以外の傷病により休職にされた職員が、その引き続く休職の期間が3年を満了してもなお休職の事由が消滅しないため退職したとき。
- (8) 自己の都合により退職したとき。

2 この規程において、「法人都合退職」とは、前項第1号から第6号までに規定する退職を

いい、「自己都合退職」とは、同項第7号及び第8号に規定する退職をいう。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に第6条に規定する退職手当の支給率を乗じて得た額に、第7条に規定する特別功労金の額を加えて得た額とする。

2 前条第1項第4号に規定する職員の退職手当の額は、前項の規定にかかわらず理事長が別に定める。

(退職手当の基本額)

第5条 退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の持ち点に1点当たりの単価を乗じて得た額とする。

2 前項の1点当たりの単価は、10,000円とする。

(退職手当の支給率)

第6条 退職した者に対する退職手当の支給率は、次の各号に掲げる退職事由の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法人都合退職 100分の100

(2) 自己都合退職 退職した者の勤続期間に応じ、別表第1に定める率

(特別功労金)

第7条 理事長は、在職中特に功労があったと認められる職員に対して、特別功労金を支給することができる。

2 特別功労金の額は、理事長がその都度その功労の程度を勘案して定める。

(持ち点の付与)

第8条 第5条に規定する持ち点は、法人が毎年3月31日(以下「基準日」という。)に当該年度分を職員に付与し、各年度分の持ち点を合計したものとする。

2 正規の職員の持ち点の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、当該各号に定める別表第2から別表第4までのとおりとする。

(1) 勤続ポイント 別表第2

(2) 役職ポイント 別表第3

(3) 評価ポイント 別表第4

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 職員が退職した場合(第10条第1項に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし、就業規則第21条の規定に基づき再雇用

された職員については、この規定は適用しない。

3 職員の休職月等については、理事長が特別に認めた場合を除き、前2項の規定により計算した在職期間から除算する。就業規則第48条に規定する育児休業及び同49条に規定する介護休業の期間についても、同様とする。

4 前3項の規定による在職期間のうち、その期間が1年未満の年度(1月未満の年度を除く。)のそれぞれの持ち点は、在職した月数を12で除して得た数に当該年度の全部に在職した場合に付与される点数を乗じて得た点数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた点数)とする。年度中途に職務の級の変更があった場合についても、同様とする。

(退職手当の支給制限)

第10条 退職手当は、就業規則第57条の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分を受けた者には、支給しない。

2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。ただし、就業規則第21条の規定に基づき再雇用された職員については、この限りでない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第11条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合における同法の規定による給付は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額が同法の規定による給付の額に満たないときは、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 第3条第2項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第13条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第14条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第15条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、職務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第16条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、退職手当の支給決定を取り消し、その支給をした退職手当の全額を返還させることができる。

2 前項の規定により退職手当を返還させる場合には、その旨を記載した書面で通知するものとする。

(国家公務員等となった者の取扱い)

第17条 職員が引き続き国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)、地方公務員又は国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)その他理事長が定める法人の職員(以下「国家公務員等」という。)となった場合においては、その者の職員としての勤続期間が、国家公務員等に対する退職手当に関する規定により、国家公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

(理事長への委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日から引き続き在職する職員のその者の採用日から施行日の前日までの期間に係る退職手当の額は、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(この規程の見直し)

3 この規程は、法人の業績に応じ、又は職員間の均衡上必要な措置を講ずるため、原則として施行の日から2年を経過するごとに、所要の見直しを行うことができる。

(適用除外)

4 この規程は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき、東金市、九十九里町及び千葉県から派遣された職員には、適用しない。

別表第1(第6条関係)

勤続期間	支給率				
2年	100分の50	16年	100分の60	30年	100分の90
3年	100分の50	17年	100分の60	31年	100分の90
4年	100分の50	18年	100分の60	32年	100分の90
5年	100分の50	19年	100分の60	33年	100分の90
6年	100分の50	20年	100分の70	34年	100分の90
7年	100分の50	21年	100分の70	35年	100分の90
8年	100分の50	22年	100分の70	36年以上	100分の90
9年	100分の50	23年	100分の70		
10年	100分の60	24年	100分の70		
11年	100分の60	25年	100分の80		
12年	100分の60	26年	100分の80		
13年	100分の60	27年	100分の80		
14年	100分の60	28年	100分の80		
15年	100分の60	29年	100分の80		

別表第2(第8条関係)

勤続期間	点数				
1年	10	16年	40	31年	60
2年	10	17年	40	32年	60
3年	10	18年	40	33年	60
4年	10	19年	40	34年	60
5年	20	20年	50	35年	60
6年	20	21年	50	36年以上	40
7年	20	22年	50		
8年	20	23年	50		
9年	20	24年	50		
10年	30	25年	55		
11年	30	26年	55		
12年	30	27年	55		
13年	30	28年	55		
14年	30	29年	55		

15年	40	30年	60
-----	----	-----	----

別表第4(第8条関係)

ア 医療職給料表(一)役職ポイント表

役職名	点数
診療支援部長(8級)	70
診療支援部長(7級)	60
薬剤部長 技師長(6級) 栄養管理室長(6級)	50
副薬剤部長(5級) 技師長(5級) 栄養管理室長(5級) 副技師長(5級) 副栄養管理室長(5級)	40
主任薬剤師(4級) 主任技師(4級) 主任栄養士(4級)	30

イ 医療職給料表(二)役職ポイント表

役職名	点数
看護部長(8級)	70
看護部長(7級)	60
副看護部長(6級)	50
看護師長(5級)	40
副看護師長(4級)	30

ウ 一般事務職給料表役職ポイント表

役職名	点数
事務部長(8級)	70
事務部長(7級)	60
課長又は主幹(6級)	50
副課長又は副主幹(5級)	40
係長又は主査(4級)	30

別表第4(第8条関係)

昇給した号給数	点数
6号給以上	6
5号給	5
4号給	4
3号給	0
2号給	-4
1号給	-5
0	-6

備考 この表において「昇給した号給数」とは、基準日の直近の4月1日に昇給した号給数をいう。